

吸収分割契約書

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(会社分割に係る事前開示事項)



2020 年 1 月 8 日

フリービット株式会社

目 次

1. 吸収分割契約の内容
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
3. 吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表の内容
4. 吸収分割承継株式会社において成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
5. 吸収分割株式会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継株式会社の債務の履行の見込みに関する事項

以 上

1. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約

クラウドテレコム株式会社（以下、「承継会社」という。）及びフリービット株式会社（以下、「分割会社」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 (吸収分割)

分割会社は、本契約の定めるところに従い、第5条に定める効力発生日をもって、吸収分割の方法により、分割会社の営むクラウドビジネスフォン事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する（以下、「本件分割」という。）。
なお、本件事業にはサービス名称として「モバビジ」「イエデン」「スマビジ」を利用している一般顧客向けサービスが含まれる。

第2条 (分割会社及び承継会社の商号及び住所)

分割会社及び承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

承継会社： (商号) クラウドテレコム株式会社

(住所) 東京都港区元麻布三丁目2番19号

分割会社： (商号) フリービット株式会社

(住所) 東京都渋谷区円山町3番6号

第3条 (承継する権利義務)

1. 本件分割に際し、承継会社が分割会社から承継する資産、債務、雇用契約及びその他の権利義務（以下、「本権利義務」という。）は、本件事業に関する別紙記載のものとし、承継する資産及び債務の金額は、2019年11月30日現在の分割会社の計算書類を基礎とし、これに本件分割の効力発生日の前日の終了時までの増減を加除した上で確定する。
2. 承継会社が本件分割により分割会社から承継する債務及び義務については、承継会社が免責的債務引受の方法によりこれを引き受ける。

第4条 (本件分割に際して交付する金銭等)

1. 本件分割に際して、承継会社は、分割会社に対し、本権利義務の対価として、金600,000,000円を交付するものとする。
2. 承継会社は、効力発生日（但し、効力発生日が銀行営業日でない場合には、翌営業日）において、前項に定める金員を、分割会社が指定する以下の銀行口座に振込送金することにより支払うものとする。

三菱UFJ銀行 表参道支店 普通口座 1696560

フリービット株式会社

第5条 (効力発生日)

本件分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2020年3月1日とする。但し、分割手続上の必要性その他の事由により、必要に応じて、分割会社と承継会社は、協議の上、効力発生日を変更することができる。

第6条 (競業避止義務)

分割会社は、承継会社と別途、書面により合意をする場合を除き、効力発生日より3年間、本件事業と競合する事業を行わないものとする。

第7条 (株主総会の決議)

1. 分割会社は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。
2. 承継会社は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約及び本件分割に必要な事項について承認を得るものとする。

第8条 (善管注意義務)

分割会社は、本契約締結後効力発生日に至るまで、通常の業務の範囲内において、善良なる管理者の注意をもって本件事業の執行並びに管理及び運営を行い、承継会社の事前の書面による承諾なく、本権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行つてはならない。

第9条 (本契約の効力)

本契約は、分割会社と承継会社の合意に基づき本契約が解除された場合、又は効力発生日の前日までに第7条に定める分割会社及び承継会社の機関における承認が得られない場合、若しくは本件分割の実行に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第10条 (準拠法及び管轄合意)

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、分割会社と承継会社は、協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、分割会社と承継会社が記名押印の上、各1通を保有する。

2020年1月8日

承継会社：

東京都港区元麻布三丁目2番19号

クラウドテレコム株式会社

代表取締役 中岡 聰

分割会社：

東京都渋谷区円山町3番6号

フリービット株式会社

代表取締役 田中 伸明

別紙

承継権利義務明細表

本権利義務は、効力発生日の前日の終了時における次に定める分割会社の権利義務とする。

1. 資産

本件事業のみに関する売掛債権、棚卸資産、立替金、有形固定資産、未収入金、仮払金、その他の資産。詳細は分割会社と承継会社とで合意する。

2. 負債及び債務

本件事業のみに関する買掛債務、未払費用、短期借入金、偶発債務並びにその他の債務及び負債。詳細は分割会社と承継会社とで合意する。

3. 契約（雇用契約を除く）

本件事業のみに関する契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した権利義務。

4. 知的財産権

本件事業のみに属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権。

5. 雇用契約等

本件事業のみに従事する分割会社の従業員（臨時勤務者を含む。但し、分割会社以外の法人から出向している者を除く。）に関する雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した権利義務。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

クラウドテレコム株式会社(以下、「CT」といいます。)は、フリービット株式会社(以下、「FB」といいます。)を分割会社、CT を承継会社とする吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)に際して、FB に対して、効力発生日の前日の終了時(以下、「基準時」という。)における本件分割に際し金 600,000,000 円を交付いたしますが、CT 及び FB の慎重な協議により決定したものであり、本件分割対価の金額は相当であると判断しております。

以上

3. 吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表

2019年12月3日現在

会社名 クラウドテレコム株式会社

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
普通預金	1,000,000円	資本金	1,000,000円
合計	1,000,000円	合計	1,000,000円

4. 吸収分割承継株式会社において成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

以上

5. 吸収分割株式会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 持分法適用会社の株式の譲渡

FBは、2019年10月18日付でカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との間で締結した株式譲渡契約に基づき、2019年12月1日付で、トーンモバイル株式会社の株式14,686株をカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に譲渡しました。

(2) 子会社の株式の譲渡

FBは、2019年12月19日付で長野テクトロン株式会社との間で締結した株式譲渡契約に基づき、2020年2月1日付で、株式会社医療情報基盤の株式200株を長野テクトロン株式会社に譲渡する予定です。

(3) 極度貸付契約の締結

FBは、2019年12月13日を設定日、2020年12月31日を返済期限として、株式会社フリービットEPARKヘルスケアに対し金1,000,000,000円を貸付枠の上限とする極度貸付契約を締結しました。また、本極度貸付契約に基づき、同社に対して2018年1月25日及び2018年11月15日に貸付けている合計金600,000,000円の返済期限を2020年12月31日まで延長いたしました。

(4) 極度借入契約の締結

FBは、2019年12月13日を設定日、2020年12月31日を返済期限として、株式会社ベッコアメ・インターネットより金500,000,000円を借入枠の上限とする極度貸付契約を締結しました。また、本極度借入契約に基づき、同社より2018年1月19日借り入れている金400,000,000円の返済期限を2020年12月31日まで延長いたしました。

以上

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継株式会社の債務の履行の見込みに関する事項

1. FBについて

FBの2019年4月30日現在の貸借対照表における資産の額は25,473,466,623円(連結会計で39,164,009,520円)、負債の額は15,814,808,028円(連結会計で27,855,389,538円)であり、また、本件分割によりCTがFBより承継する資産の見込額及び負債の見込額はそれぞれ221,653,350円及び23,135,615円であり、上記FBにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を含め、当該純資産額の大幅な減少をもたらす事象は現在発生しておらず、また、そのような事象の発生も現在予測されておらず、本件分割の効力発生日(2020年3月1日)前後において、FBの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。

また、本件分割後のFBの収益状況について、FBの負担すべき債務の履行に支障を及ぼすおそれのある事態は、現在のところありません。

従って、本件分割の効力発生日以後においても、FBの負担すべき債務について、履行の見込みに問題ないと判断しました。

2. CTについて

CTの2019年12月3日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ1,000,000円及び0円、本件分割によりCTがFBより承継する資産の見込額及び負債の見込額はそれぞれ221,653,350円及び23,135,615円であり、上記CTにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を含め、当該純資産額の大幅な減少をもたらす事象は現在発生しておらず、また、そのような事象の発生も現在予測されておらず、本件分割の効力発生日(2020年3月1日)前後において、CTの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。

また、本件分割後のCTの収益状況について、CTの負担すべき債務の履行に支障を及ぼすおそれのある事態は、現在のところありません。

従って、本件分割の効力発生日以後においても、CTの負担すべき債務について、履行の見込みに問題ないと判断しました。

以上

会社法第 782 条第 1 項の定めに基づき、本店に備え置くべきものは以上のとおりであり、これらの書類は原本と相違ありません。

2020 年 1 月 8 日

東京都渋谷区円山町 3 番 6 号

フリービット株式会社

代表取締役 田中 伸明

